

# 西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 4年 6月20日(月) 午後7:00～ 7:32

2. 開催場所 あわくら会館東3東4

3. 出席者

農業委員	事務局
○ 青木英隆	事務局長 萩原 勇一
○ 萩原眞壽雄	事務員 萩原 眞幸光
○ 上山光重	
○ 高木宣美	
○ 神原秀吾	
○ 政久剛志	
○ 井上 誠	
○ 春名光博	
○ 新田 茂 欠	
○ 春名昌美 欠	
○ 田中裕之	
○ 小椋義宣	

4. 議事日程

- ・ 議事録署名委員の選出
- ・ 議案第1号 農地法第3条
- ・ 議案第2号 基盤強化法第19条
- ・ 議案第3号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3
- ・ 報告第2号 農地法第4条制限除外

5. 議決事項

- ・ 議案第1号 許可・不許可
- ・ 議案第2号 許可・不許可
- ・ 議案第3号 許可・不許可

6. 内容

事務局長	<p>それでは、6月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思えます。会長よろしくお願 いします。</p>
会長	<p>議題にそって審議していきたいと思えますのでよろしくお願 いします。</p> <p>まず、今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号1番の青木会長代 理と2番の萩原委員にお願 いします。</p> <p>それでは、事務局から説明をよろしくお願 いします。</p>
事務局	<p>失礼します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染防止に伴い、議案の読み上げを省略する等の議事の一部 を簡略化して進めて参りたいと思えますのでご了承ください。</p> <p>では、資料2ページ目をお願 いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 P2 農地法第3条に係る所有権移転についてです。</p> <p>■申請番号5番 1筆</p> <p>譲渡人 兵庫県●●●● ●●●● 氏 譲受人 西栗倉村●●●● ●●●● 氏</p> <p>贈与による所有権移転になります。 詳細は、3～9ページに添付しておりますのでご確認ください。 以上で説明を終わ ります。</p>
会長	<p>第1号議案について、何かありますでしょうか。</p>
<p>(意見聴衆)</p> <p>特になし</p>	
会長	<p>他に無いようでしたら、第1号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、第2号議案について、事務局から説明をお願 いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 P10 基盤強化法第19条(農業経営基盤強化促進法)に係る利用権の設定についてです。 今回、2件の申請がありました。うち新規の設定が0件、再設定が2件となります。</p> <p>■申請番号2-1番(使用貸借) 2筆</p> <p>利用権の設定をうける者 西栗倉村●●●● ●●●● 氏 利用権の設定をする者 大阪府●●●● ●●●● 氏</p> <p>■申請番号2-2番(使用貸借) 2筆</p> <p>利用権の設定をうける者 西栗倉村●●●● ●●●● 氏</p>

	<p>利用権の設定をする者 津山市●●●● ●●●● 氏</p> <p>各申請の申請書類と利用権設定する土地の地積図を 11～14 ページに添付しておりますのでご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
会長	第2号議案について、何かありますでしょうか。
青木会長代理	●●●●くんは、新規じゃないのか。
事務局	2年前にお話した、今まで設定されてた場合は新規でも再設定でもどちらでもよいとのこと。
青木会長代理	合意解約せんでもえん。
事務局	合意解約は利用決定のうける側がなくなった場合はいない。(使用貸借の場合)
会長	他に無いようでしたら、第2号議案についてはご承認いただきました。 次に、第3号議案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第3号 P15</p> <p>令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等について説明させていただきます。</p> <p>農業委員会においては、その運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他適切な手段により公表することが、農業委員会等に関する法律第37条で義務付けられていることから、次のとおり公表いたします。</p> <p>15 ページは令和3年度末時点の農業委員会の状況についてです。村内の農地面積、農業者・認定農業者数、農業委員会の体制等について記載しております。なお、2020年センサス情報が発表されましたのでデータを更新しています。</p> <p>16 ページは担い手への農地の利用集積、集約化についてです。令和4年3月末時点で、認定農業者の方々に集積された面積は32.4haで、集積率は22.3%となりました。国の指針では今後このパーセンテージを80%までに挙げることを目標としています。</p> <p>17 ページは新規就農に関する状況についてです。令和3年度の加入は●●●●のみです。参入実績面積が0haとなっておりますが、0.2haの誤りです。訂正をお願いします。</p> <p>18 ページは、遊休農地の措置についてです。3月末時点で、5.3haの遊休農地が確認されており、解消目標は0.5haとしておりましたが、未達となりました。達成に向けて、農地パトロール後、利用意向調査を実施しているところですが、数人の</p>

	<p>方が、農地中間管理機構に貸し付ける契約を行っています。ただ、借り手がないのが現状です。</p> <p>19 ページは、違反転用についてです。昨年度、知社の墓地に関する違反転用が確認されたところですが、4 条及び 5 条申請により転用の許可が完了しましたので、0ha となっています。</p> <p>20～22 ページは、農業委員会の法令事務に関する報告です。農地法第 3 条については 4 件の申請がありすべて承認されています。また、農地農 4 条、5 条の転用のうち、2 件（●●●●の 4 条の一時転用）を岡山県知事へ諮問していますが、これについても承認されています。</p> <p>その他、農業委員会を開催している、議事録を公表しているか等について書かれています。</p> <p>次に、令和 4 年度最適化活動の目標の設定等についてですが、今年度から様式変更がありました。</p> <p>23 ページは、農業委員会の状況についてです。こちらは 15 ページと同様の内容となります。</p> <p>24 ページは、最適化活動についてですが、現状と課題について、先ほど 16 ページでは、農地面積が 145ha でしたが、ここでは 141ha となっています。直近の耕地面積の統計を用いると、差があることとなりました。ご了承ください。</p> <p>また、中段の目標についてですが、本来、国は、集積率 80%を目途にどの指標を示してきておりますが、現実との乖離もあること、また、岡山県の指標が 43%ということで、本村も 43%の設定をしています。集積強化のため、担い手の省力化のための施策や認定農業者の創出が急がれるところです。</p> <p>(2) の遊休農地の解消については、1 号遊休農地のみだと 4.5ha となり、解消目標のため、緑区分を 0.8、黄区分を 0.4 と設定しています。</p> <p>25 ページの (3) 新規参入について、次のとおり設定しています。</p> <p>下の最適化活動の目標については、月当たり 10 日の目標を掲げています。前回皆様にお伝えした報告書を週に 2 回以上を目標に書いてくださいといった数字がこれに該当します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長	第 3 号議案について、何かありますでしょうか。
(意見聴衆)	特になし
会長	他に無いようでしたら、第 3 号議案についてはご承認いただきました。 次に、報告第 1 号について説明をお願いします。

事務局	<p>■報告事項第1号 P17 農地法第3条の3の規定による相続の届出についてです。 2件の届出がありました。</p> <p>■報告番号3番 13筆 相続人 西栗倉村●●●●● ●●●●● 氏</p> <p>■報告番号6番 4筆 相続人 玉野市●●●●● ●●●●● 氏</p> <p>詳細は、28～44ページになります。 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
会長	事務局からの報告が終わりました。何かありますでしょうか。
<p>(意見聴衆)</p> <p>特になし</p>	
会長	次に、報告第2号について説明をお願いします。
	<p>■報告事項第2号 P45 農地法第4条制限除外の転用報告事項です。 1件の届出がありました。</p> <p>■報告番号4番 1筆 届出人 西栗倉村●●●●● ●●●●● 氏</p> <p>本件については、2a未満の農業用倉庫を建設するとのことで、既に着手されているところですが、農業委員会の許可案件には該当しないため、違反行為には該当しません。</p> <p>詳細は、46～50ページになります。 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
会長	事務局からの報告が終わりました。何かありますでしょうか。
<p>(意見聴衆)</p> <p>特になし</p>	
会長	他に無いようでしたら、事務局からその他ありますでしょうか。
事務局	① 今回、農業委員会のブルゾンを作成しました。夏場は少し熱いとは思いますが、農地パトロールなど、現地に行かれる際は適宜ご活用ください。

	<p>② 岡山県から「農薬安全使用の手引」が配布されました。部数は少ないですが、興味のある方はお持ち帰りください。</p> <p>③ 旧JAのところにむらまると研究所という会社が入っていますが、現在、自動草刈機を開発しています。そこから、試作品ができたとのことで、農業委員や担い手の皆さんにご覧いただきたい旨、連絡を受けました。私も一度拝見しましたが、現在市販されている機械に比べるとまだまだな部分はありますが、一度皆さんの目でご確認いただければと思います。7月下旬で調整しようと思います。日程が決まりましたら追って連絡します。ご参加ください。</p>
会長	<p>以上よろしいでしょうか。</p> <p>無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>お疲れさまでした。</p> <p>それでは、閉会の辞を会長代理お願いします。</p>
会長代理	<p>最近珍しい事をみました。小松組の土場のところのあたり砂防堰堤の水がなくなりました。堰堤の途中から水がすいて抜けておちております。埼玉県の前首工と同じです。この前役場の人と県の人と確認してもらいました。またみなさんも見てみてください。じめじめと梅雨にはいりましたので、皆さんも体調には気をつけてください。それでは終わります。</p>

年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員